

平成29年11月2日（木）

仙台市議会議員・政務調査費（平成23年4月から8月）に関する住民訴訟  
仙台地方裁判所判決を受けてのコメント

仙台市民オンブズマン

本日、仙台市議会議員に係る政務調査費（平成23年4月から8月）に関する住民訴訟の判決がなされた。

本日の判決は、オンブズマンの全体請求額（1443万6060円）に対し、合計1236万9308円を認容した。認容率は約85.7%と極めて高い。

本判決は、「政務調査費の財源が住民の税負担に依拠しており、その使途の透明性の確保が強く要請される」ことを指摘し、政務調査費の支出と調査研究活動との間に合理的関連性を求めた。そして、この合理的関連性の立証については、会派・議員側に客観的な資料に基づく説明を求めた。これに対し、会派・議員側がこれを十分に説明できなかった結果、オンブズマンが指摘した支出の大部分が違法であるという判断に繋がった。

このような本判決の判断は、昨今の政務活動費の不正支出の問題がはびこるなか、「税金の無駄遣いはやめてけろ」という市民の切実な願いを十分にくみ取ったものと評価したい。

今回、オンブズマンが特に問題にした選挙期間中（10日間）の政務調査費の支出については、各議員の証言に基づき、政務調査活動を行わず選挙に集中していたという実態が明らかになったことから、本判決は、選挙が行われた月に支出された人件費・事務所費の3分の1を越える額を違法と判断した。この判断はオンブズマンの主張をほぼ全面的に受け入れたものである。

さらに、資料購入費等について、1年分ないし半年分を一括購入するのはおかしいというオンブズマンの主張に対し、本判決は、条例の定めに基づいて年度毎に支出されるべきであると的確に判断した。

以上のように、本判決は、条例の定め、政務調査費の手引の定め、さらには市民の想いを踏まえた極めて真つ当な判断をしたものとして高く評価される。仙台市及び各会派・議員は、厳粛にこれを受け止め、控訴をすることなく粛々と政務調査費の返還手続を履行されたい。

以上